

尾張西部医療圏保健医療計画の現行計画からの主な変更点

目次		主な見直し点
第1章	地域の概況	
	第1節 地勢	・ 時点修正
	第2節 交通	・ 時点修正
	第3節 人口及び人口動態	・ 時点修正
	第4節 保健・医療施設	・ 時点修正
第2章	機能を考慮した医療提供施設の整備目標	
	第1節 がん対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指針に基づき、AYA（思春期・若年成人）世代のがん等に関する情報や仕事と治療の両立支援等の取組をがん患者に提供できるよう努める旨を記述。</li> <li>・ 在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。</li> </ul>
	第2節 脳卒中対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> <li>・ 在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。</li> </ul>
	第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指針に基づき、急性心筋梗塞に限らず、他の心血管疾患を含めた内容を記述。</li> <li>・ 在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。</li> </ul>
	第4節 糖尿病対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指針に基づき、発症予防・重症化予防を行う市と保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進める旨を記述。</li> <li>・ 糖尿病患者数等の数値を最新の値に変更するとともに、ヘモグロビンA1cの値について、国際比較ができる値に修正。</li> <li>・ 初期治療から安定期治療への直接的な移行及び安定期治療から重症化・合併症・急性増悪時治療への移行も想定して、初期治療、重症化・合併症・急性増悪時治療及び安定期治療に区分した体系図へ修正。</li> </ul>

	<p>第5節 精神保健医療対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等（統合失調症、うつ病・躁うつ病及び認知症など）に対応できる医療連携体制の構築について記述。</li> <li>・県が推進していた救急病院と精神科病院の連携モデル事業が終了したため、その後の課題について記述。</li> </ul>
	<p>第6節 歯科保健医療対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針に基づき、地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護・介護の他職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められている旨等を記述。</li> </ul>
<p>第3章 救急医療対策</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> <li>・災害発生時の初動体制の確立を図ることを記述。</li> <li>・全ての災害拠点病院においてBCPの考え方に基づいた災害拠点マニュアルの作成を目指していくことを記述。</li> </ul>
<p>第4章 災害医療対策</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針に基づき、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の災害時における精神科医療提供体制の充実を図ること及び大規模災害発生時におけるコーディネート機能が十分に発揮できる連携体制の充実・強化を図ることを記述。</li> <li>・体系図にDPAT及び災害拠点精神科病院を記述。</li> </ul>
<p>第5章 周産期医療対策</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県周産期医療体制整備計画」は「愛知県地域保健医療計画」と一体化し、今後は「愛知県地域保健医療計画」において計画を策定。</li> <li>・国指針に基づき、災害時における周産期医療体制の構築及び総合周産期母子医療センターと地域の精神科医療施設との適切な連携体制の構築を図ることを記述。</li> <li>・周産期医療は圏域内で全てが完結しないため、関係する県内の状況を表記する様に体系図を修正。</li> </ul>
<p>第6章 小児医療対策</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児保健医療総合センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制の充実・強化を図ることを記述。</li> <li>・小児救急医療は圏域内で全てが完結しないため、関係する県内の状況と圏域内の状況を表記する様に体系図等を修正。</li> </ul>

第7章 在宅医療対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針に基づき、多職種連携の推進や在宅医療に係る医療需要に対し、県や市の医療・介護担当者等の関係者による検討を行っていく旨を記述。</li> </ul>
第8章 病診連携等推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> </ul>
第9章 高齢者保健医療福祉対策	
第10章 薬局の機能強化等推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行っていく旨を記述。</li> </ul>
第1節 薬局の機能推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「患者のための薬局ビジョン」(H27.10)に基づき、全面改訂。</li> </ul>
第2節 医薬分業の推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県医薬分業推進基本方針」の改正(H27.4)との整合性を図る。</li> <li>・関係機関の間における関わりの内容が分かるように体系図の表記を修正。</li> </ul>
第11章 健康危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> </ul>